

旭川市スポーツ推進審議会条例

平成30年3月26日条例第17号

(設置)

第1条 スポーツの推進に関する重要事項について調査審議するため、旭川市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第2項に規定するスポーツ団体の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市長が適当と認めた者
 - (4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたもの
- (委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、観光スポーツ交流部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。